

地域子育て支援だより No.8

～保育園・幼稚園の無償化や補助金について知ろう！～



西東京市子ども若者部幼児教育・保育課
令和7年8月 発行

★★保育園の無償化について★★

令和7年9月より0～2歳児までの利用者負担（保育料）が第一子を含めて無償となります。（保育料無償化制度の拡充）

ここでは、認可保育園と認可外保育園に分けて説明していきます。詳細については、ホームページをご覧ください。



認可保育園（公立・私立・地域型）利用者負担（保育料）の無償化について

保育料について



第1子から無償化となります。無償化の考え方をお伝えします。

★0歳児クラスから2歳児クラス・・・利用者負担分すべてが無償となります。

★3歳児クラスから5歳児クラス・・・今迄通り、保育料は無償ですが、給食費のみ支払いが必要です。



西東京市HP
「認可保育園
等の利用者負担
(保育料)に

<注意してください>

※延長保育料は、利用者負担の無償化対象ではありません。

延長保育料とは、通常の保育時間を超える保育をご利用の場合にかかる保育料のことです。

私立・地域型保育園は、園によって延長料金や設定方法が違います。園に確認をしてください。

給食費について

※乳児(0歳児クラスから2歳児クラス)は、利用者負担(保育料)の中に給食費が含まれています。

※3歳児クラスから5歳児クラスのお子さんは、毎月6,000円程度の支払いをお願いします。

(私立保育園は、各保育園にて給食費を決めているため、異なる場合がございます。)

※給食費の免除対象について(どちらか一方でも当てはまる方)

- ・保育施設等を3人以上利用しているうちの、3番目以降の子
- ・年収360万円未満相当の世帯



※西東京市外に在住の方は、在住の自治体にご確認ください。

認可外保育園の保護者助成金が拡充されます！

(認証保育所 定期的利用保育事業所 企業主導型保育事業)

令和7年9月より認可外保育施設の保護者助成金が拡充されます。

お支払いの保育料から、助成金額が差し引かれ、月々のお支払いのご負担が軽減されます。



認証保育所・定期的利用保育事業所について

国の無償化制度が対象の方と対象外の方で助成金額が違います。

無償化要件 0～2歳児 住民税非課税世帯かつ保育の必要性があること
3～5歳児 保育の必要性があること

※国の無償化（施設等利用給付認定）が対象の方は、通う前に認定手続きが必要です。

★国の無償化給付と保護者助成金の金額



対象	国無償化（※）		保護者助成金	対象経費
	対象有無	給付金額		
0～2歳児	対象外	—	月額 80,000 円	月額保育料+延長保育料
	対象	月額 42,000 円	月額 38,000 円	
3～5歳児	対象外	—	月額 40,000 円	月額保育料+延長保育料-食材料費
	対象	月額 37,000 円	月額 40,000 円	

★保護者助成金：対象経費から国無償化給付を引いたものと保護者助成金上限額を比較して、どちらか低い額が助成額となります。

企業主導型保育事業（保護者助成金）

※助成金の払われ方が違います。

年に2回、手続きがあります。施設を通して配布される申請書に記入し、施設に提出してください。

※保護者の方は、保育料を園にお支払い頂き、助成金は、後日市からお返しします。
(入金は、4月～9月分→11月末・10月～3月分→5月末)



他の認可外保育園については、金額が違います。
ホームページ等でご確認ください。

西東京市HP
「認可外保育施設等に通う子どもの
幼児教育・保育無償化に伴う手続きについて」



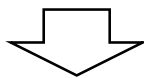
★★幼稚園の無償化や補助金について★★

西東京市の幼稚園は、各園で保育料や預かり保育利用料が異なります。無償化の給付対象経費は、入園料と保育料（教育料）です。預かり保育利用の補助についても説明します。



幼稚園の無償化は、どのように受けるのでしょうか？

まず、入園迄に手続きをし、給付認定を受けましょう！



☆4月入園が決まった方は、幼稚園から貰う書類を記入し、幼稚園に提出しましょう。

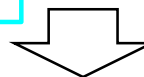
☆途中入園の方は、入園日より前に市役所（幼児教育・保育課）で手続きをしましょう。

満3歳児クラスは、

誕生日の前日から認定があります。

年少、年中、年長クラスは、

入園時から認定があります。
入園前に忘れずに認定手続きをしましょう。



月額32,700円（住民税非課税世帯等は補助額が異なる）が入園料や保育料に反映されます。（幼稚園に月額1人32,700円が払われ、差額分が保護者の方に請求されます。）

幼稚園等入園料等補助金について（どちらかが当てはまる方）

☆年収目安500万円以下の方

☆入園予定の子が、小学校3年生までの子から数えて第3子以降の場合

補助金額 35,000円 が出ます。



『預かり保育』利用料金補助について

預かり保育とは、幼稚園が教育時間外に希望に応じて在園児をお預かりする保育のことです。

（朝7時30分から9時 14時から夕方 園によって終了時間が異なります。）

「保育の必要性の認定」を受けると、利用料金補助が受けられます。

『預かり保育』を利用する前に手続きが必要です。⇒ 新2号認定

手続きには、申請書類の事前提出が必要です。※添付書類は後日提出でも大丈夫です。

1日上限 450円 の補助があります。

実質使用した金額に反映されます。例 利用額（上限額450円）×利用日数



西東京市HP
「預かり保育の給付」

支払い方法は？

半期に1度、後からお返しとなります。

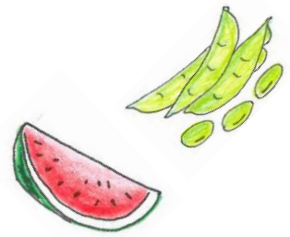
※ 新2号認定の申請方法については、市ホームページをご覧ください。



幼稚園給食費の補助金について

下記の方は、補助が受けられます。（どちらかが当てはまる方）

- ☆小学3年生以下で数えて、第3子以降の園児がいる世帯
- ☆市民税所得割額が77,100円以下の世帯



幼稚園類似施設

「たんぽぽ幼児教室」 ひばいが丘3-1-5 (TEL 042-461-0040)

園から渡される書類をご記入ください。
おおむね32,700円の補助が受けられます。



無認可幼児施設

「幼稚園 とんぐいころころ」 下保谷1-8-5 (TEL 042-423-3764)

園から渡される書類を記入してください。
25,700円の補助が受けられます。
予め「保育の必要性の認定」を受けていると、
37,000円 or 42,000円となります。



未就園児の定期的な預かりの補助について

～多様な他者との関わりの機会創出事業～

西東京市内の幼稚園7園（こみね・田無いづみ・田無向ヶ丘・ひなぎく・宝樹院・明成・谷戸）で未就園児（主に2歳児クラス）の預かり保育を行っています。申込みは、施設に直接お願いします。

利用料を支払われている保護者の方の軽減を図るために、対象者の方に補助があります。

補助対象者（以下の要件のいずれかを満たす方）

- ア) 生活保護の適用を受けている方
- イ) 住民税非課税世帯の方
- ウ) 世帯年収360万円未満の方
- エ) 住民税課税世帯のうち、利用児童が第2子以降の子

※8月迄の対象者です。



西東京市HP
「未就園児の定期的な預かり」
（多様な他者との関わりの機会創出事業
利用者負担軽減補助金について）

※9月以降は、「未就園児の定期的な預かりの補助」利用者全員が対象となります。

※ 詳細は、ホームページをご覧ください。
ご不明な点は、お問い合わせください。



西東京市HP
「幼児教育無償化に係る利用給付（私立保育園）」